



平成 28 年 12 月 13 日

各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目 1 番 11 号
会社名 堀田丸正 株式会社
代表者名 取締役社長 井澤 一守
(コード番号 8105 東証第二部)
問合せ先 取締役 執行役員 管理本部長
矢部 和秀
(TEL 03 - 3548 - 8123)

自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による
自己株式買付に関するお知らせ
(会社法 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、平成 28 年 12 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法 156 条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

自己株式の取得を行う理由としては、平成 28 年 10 月 1 日において当社普通株式の単元株式の変更 (1000 株から 100 株) を行い、同時に当社普通株式 2 株を 1 株とする株式併合を行うことにより、従来の単元株数が大幅に増加することが見込まれるため、平成 28 年 9 月下旬ごろから自己株式取得を検討しておりました。

平成 28 年 10 月上旬に当社の支配株主である株式会社ヤマノホールディングスより当社株式の売却の申し出があり検討を行った結果、支配株主の持ち株比率が低下することによって、少数株主からの意見等を広く取り入れやすくなり、今後の当社に有益に働く可能性があることと、1 株当たりの株式価値の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行えるため取得を決定いたしました。

2. 取得の方法

本日 (平成 28 年 12 月 13 日) の終値 118 円で、平成 28 年 12 月 14 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行います。(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 : 1,694,900株 (上限)

(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 9.1%)

(3) 株式の取得価額の総額 : 199,998,200円 (上限)

(注1) 当該株式の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付け注文をもって買付けを行います。

(注3) 本自己株式の取得に関して、当社の支配株主である株式会社ヤマノホールディングスより、その保有する当社の普通株式 1,694,900 株の売付け注文を行う予定である旨の意向を確認しております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式取得は、当社の支配株主である株式会社ヤマノホールディングスが売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。

当社が平成 28 年 8 月 31 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、親会社である株式会社ヤマノホールディングスとの取引については、市場相場を参考に双方協議のうえ、合理的に決定したものを法令及び社内規程に従い適切に行うことを基本方針としております。

また、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 [原則 1-7、関連当事者間の取引] においても、新たに関連当事者取引を開始する際に取締役会に付議しており、その際、利益相反防止の観点から、該当する取締役は決議から外れることとしております。重ねて、当社取締役会は 2 名の社外取締役、2 名の社外監査役を含むメンバーにて構成され、その上で取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定することとしておりますので、少数株主に不利益を与えることのない体制を整備しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、平成 28 年 12 月 13 日に取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない取締役 5 名 (うち社外取締役 2 名) が出席したうえ、本自己株式取得の目的について、

① 積極的な株主還元の実施

② 中長期的資本政策の布石であることを確認し、かつ、実施時期の妥当性及び株価水準についても慎重に討議を行い、出席取締役の全員一致により本自己株式取得の実施に関する決議を行いました。

利益相反を回避するため、本自己株式取得の相手方となる予定である株式会社ヤマノホールディングスの代表取締役を兼務する当社代表取締役である山野義友氏と取締役を兼務す

る木下淳夫氏は、本日開催の当社の取締役会において、本自己株式取得に関する審議・検討
手続には一切参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係
がない者から入手した意見の概要

当社は当社の独立役員であり社外取締役である熊谷輝美氏より本日付で、本自己株式取得
は、

- ① 資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行等を目的としたものであり、少数株主に対
して不利益を与える目的・意図で行われるものではないこと、
- ② 利害関係を有する取締役を除いた取締役のみで本自己株式の取得にかかる取締役会の
審議及び決議を実施しており、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保され、利
益相反を回避するための措置がとられていること、
- ③ 自己株式取得の方法として東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e
T - 3）が利用され、他の株主にも売却の機会が平等に与えられており、取引条件の公
平性が担保されていることに鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではないこと、
の旨の意見書をいただいております。

よって当社は、本自己株式取得における公正性を担保するため、自己株式立会外買付取引（T
o S T N e T - 3）を利用し、取得日の前日の株価終値での本自己株式取得を行う予定であ
ります。

本自己株式にかかる対応は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に
関する指針」に適合しているものと判断しております。

5. 取得結果の公表

平成 28 年 12 月 14 日午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表する。

（ご参考）

平成 28 年 9 月 30 日 時点の自己株式の状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 45,880,613 株

自己株式数 3,400,084 株

（注）平成 28 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 2 株を 1 株とする併合して
おります。

平成 28 年 10 月 1 日 時点の自己株式の状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 22,940,306 株

自己株式数 1,700,042 株

以 上